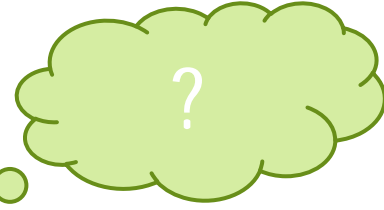


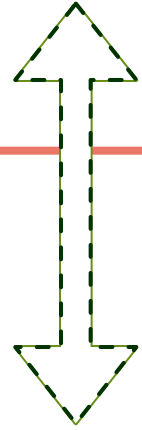
制度の活用と社会資源

平成29年12月3日 ハートクリニックデイケア家族教室
精神保健福祉士 伊藤大介

はじめに・



生活



制度



人

場所

モノ

医療

社会資源とは・・・

- ▶ 疾患、障害による生活の不自由を軽減するために活用する各種の制度や施設
機関・設備・資金・物質・法律・情報
個人・集団の有する知識や技術などの
総称

⇒精神保健福祉の分野で使われる用語

社会資源の種類①

▶ 制度

⇒ 自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳、障害年金、生活保護など

▶ 施設

⇒ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、グループホーム、障害者職業センター、就労支援センター、地域活動支援センター、生活支援センターなど

▶ (公的)機関

⇒ 市区役所、保健所（保健福祉センター）、精神保健福祉センター、児童相談所など

社会資源の種類②

- ▶ 医療機関

⇒精神科診療所、精神科病院、精神科デイケア、保健所など

- ▶ 人的資源

⇒家族会、自助グループ、各機関の専門職スタッフなど

- ▶ その他

⇒生活しやすくなるものすべて

本題に入る前に・・・

- ▶ 疾患や障害には、個別性があるため一般論だけでは語れない
 - 社会に属していて、自分とは価値観の違う人やルールと暮らしていく
 - ⇒地域生活の中で、順序や自分にあったやり方なのかが大切
 - *イ(医、居、癒し、生きがい)・シヨク(職)・ジュウ(住、従《支援者》)
- ▶ とはいっても、家族としても思うところはあるもの...



繋



支

制度について

～今の生活、今後の生活を支える選択肢～

自立支援医療制度

- ▶ どんな制度なの!?

⇒診察代、お薬代、精神科デイケア利用時などにかかる窓口負担が3割から1割負担に軽減(1ヶ月毎に上限額が設定される)

- ▶ 誰でももらえるの!?

⇒精神科、心療内科に外来通院をしている方

- ▶ ずっと使えるの!?

⇒1年ごとの更新が必要 ※診断書は2年に1度提出



自立支援医療制度を申請する

- ▶ 診断書(主治医)
- ▶ 診断書、申請者の保険証、印鑑、病院・薬局の名称及び住所
個人番号カード
- ▶ 申請後、1ヶ月～1カ月半程したら受給者証が郵送で届く

精神障害者保健福祉手帳

- ▶ どんな制度なの!?

- ⇒精神障害者の社会復帰と自立、社会参加を図ることを目的

- ⇒本人の状態によって、1級－2級－3級と3つの等級がある

- ▶ 取得すると...

- ⇒租税関係の減免や障害者枠での就労、公共交通機関の費用減免などを選ぶことが出来るようになる

精神障害者保健福祉手帳を申請する

- ▶ 精神科(心療内科)へ6ヶ月以上通院
- ▶ 診断書
- ▶ 診断書、写真(縦4cm横3cm)、印鑑、個人番号カードを持って、住所地の市区役所へ申請

※申請後、判定の結果が封書で送られてきます

- ▶ ずっと使えるの!?

⇒2年毎に更新



自立支援医療制度と精神障害者保健福祉手帳

- ▶ 異なる制度ですが、同時に申請・更新可能

重度障害者医療費助成制度

▶ どんな制度なの!?

⇒健康保険に加入している重度障害者に対して、保険診療の一部負担金を助成

▶ 誰でももらえるの!?

⇒精神障害者保健福祉手帳1級所持(重度障害者にあたる)の方
※市区町村によって異なる

▶ ずっと使えるの!?

⇒精神障害者保健福祉手帳1級を所持している期間



障害年金

▶ どんな制度なの!?

⇒精神疾患を有しているため、日常生活に支障をきたしている方に対して支払われる年金

▶ 誰でももらえるの!?

⇒精神科、心療内科に1年6ヶ月以上外来通院をされている方

▶ ずっと使えるの!?

⇒1～5年以内の更新が必要



障害年金のポイント

- ▶ 1. 初診日・・・初めて医師の診察を受けた日
(年金保険料を納付していること)
- ▶ 2. 認定日・・・初診日より1年6ヶ月経過した日
(症状が固定してしまったという考え)
- ▶ 3. 現在・・・医療機関を受診していること

【20歳前が初診日】

⇒年金保険料を支払う義務がないため...

障害年金の性質

- ▶ 非課税
- ▶ 年金保険料の納付義務が免除(納めることも選べる)
- ▶ 年金証書という大切な用紙が発行
- ▶ 障害者手帳の申請、更新時に年金証書で手続き可能

生活保護

- ▶ 国民の最低限度の生活を保障する制度
- ▶ 申請主義(本人による)
- ▶ 他法優先
- ▶ 財産価値のあるモノはお金にかえる場合もある

お節介 . . .

- ▶ 診断書 . . . できればコピーを手元に
- ▶ 診察 . . . 事実、思っていることは伝えて良い
- ▶ 質問 . . . わからないことは聞いて良い

日中活動の場

精神科デイケア

▶ どんなところなの!?

- * 生活リズムを整える
- * 日中の居場所
- * 他者との交流やプログラム活動
- * 再発防止や今後の生活の見通しを立てる 等 . . .

▶ 誰でも行くことができるの!?

⇒精神科、心療内科に外来通院をしている方で、主治医と
デイケアの利用の合意、また通所先の精神科デイケア
と利用の合意がある方

リワーク(復職支援)プログラム

▶ どんなプログラム!?

* 職場復帰が目的(休職中の方※)

* 他者と過ごしながら体調管理、生活リズムを整える

* 再休職、再発防止や今後の生活の見通しを立てる等 . . .

▶ 誰でも参加することができるの!?

⇒精神科、心療内科に外来通院をしている方で、主治医とプログラムの利用の合意、また通所先の施設と利用の合意がある方

その他のサービス

▶ 介護給付

- ①居宅介護・・・入浴、調理、洗濯などの生活全般における介助
- ②重度訪問介護・・・常時介護を必要とする方に対して、実際の介護から相談まで総合的に行う
- ③行動援護・・・生活において、行動する際に起こる危険を回避するために行う援護・介護
- ④短期入所・・・自宅で本人を介助する方が病気の場合などに、短期的な入所先を提供

▶ 訓練等給付

- ①就労訓練・・・就労移行支援事業所、就労継続支援A型またはB型の利用判定
- ②地域定着支援・・・病院に入院または施設へ入所している方に対し、地域生活を維持していくための支援

ホームヘルプサービス
訪問看護など

就労移行支援事業所

▶ 働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、
また就職後には職場定着支援を行う

▶ 誰でも利用できるの!?

⇒原則18歳以上から65歳未満の障害や難病のある方で一般就労等を
希望する方

▶ ずっと利用できるの!?

⇒原則2年

▶ 費用はかかるの!?

⇒表を参照

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円 ^(注2) 未 満) ※入所施設利用者(20 歳以上)、グループ ホーム・ケアホーム利 用者を除きます ^(注3) 。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

就労継続支援A型

- ▶ 一般企業への就労が困難な障害者に就労機会を提供することを目的
- ▶ 生産活動を通じて知識と技能が向上するよう適切な訓練を実施
- ▶ 誰でも利用できるの!?
⇒雇用契約に基づく就労が可能な方(雇用契約有り)
- ▶ どうやって利用すればよいの!?
⇒ハローワーク(職業安定所)もしくは市区役所の障害担当窓口

就労継続支援B型

- ▶ 一般企業への就労が困難な障害者に就労機会を提供することを目的
- ▶ 生産活動を通じて知識と技能が向上するよう適切な訓練を実施

A型と同様

- ▶ 誰でも利用できるの!?

⇒雇用契約に基づく就労が困難な方(雇用契約無し)

- ▶ どうやって利用すればよいの!?

⇒市区役所の障害担当窓口もしくは相談支援事業所にて相談

参考までに・・・

- ▶ 事例をもとに、ちょっと想像してみましよう...

事例①

人間関係に悩むDさん

- ▶ Dさん35歳・男性・両親と3人で実家暮らし
専門学校卒業後、いくつかの仕事に就くも“他人との付き合い方がわからず”退職を繰り返し、外出の機会が減り両親のすすめで精神科受診。診察日以外は外出をしない生活が4年。昼は寝て過ごし、夜になると活動をする生活を送っていました。
最近、親からもらう医療費が“申し訳ない”と思うようになり、アルバイトを開始。
しかし、人間関係が上手くいかず仕事を続ける自信がなくなってきました。

精神科デイケア

就労継続支援B型

自立支援医療

障害年金

支えになる人

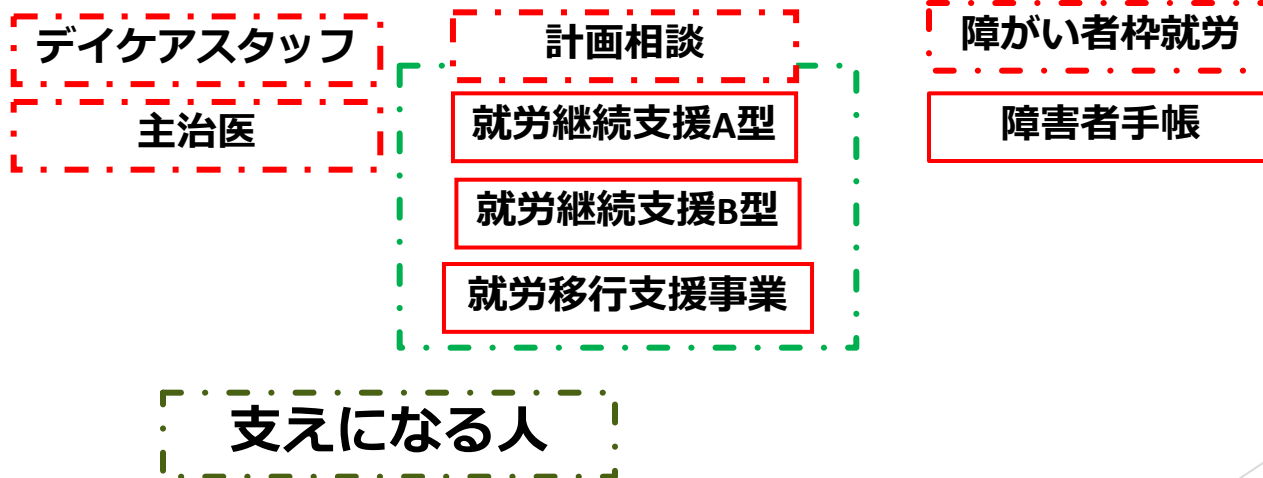
事例②

就労を目指したいIさん

▶ Iさん28歳・男性・両親と姉と4人で実家暮らし

精神科デイケアに通所して2年半。人間関係につまづくことも減り、生活リズムも安定し、体力もついてきたIさんは、そろそろ次のステップを目指そうと思うようになってきました。

しかし、この後どのように動いたら、何をしたら良いのかわからないようです。



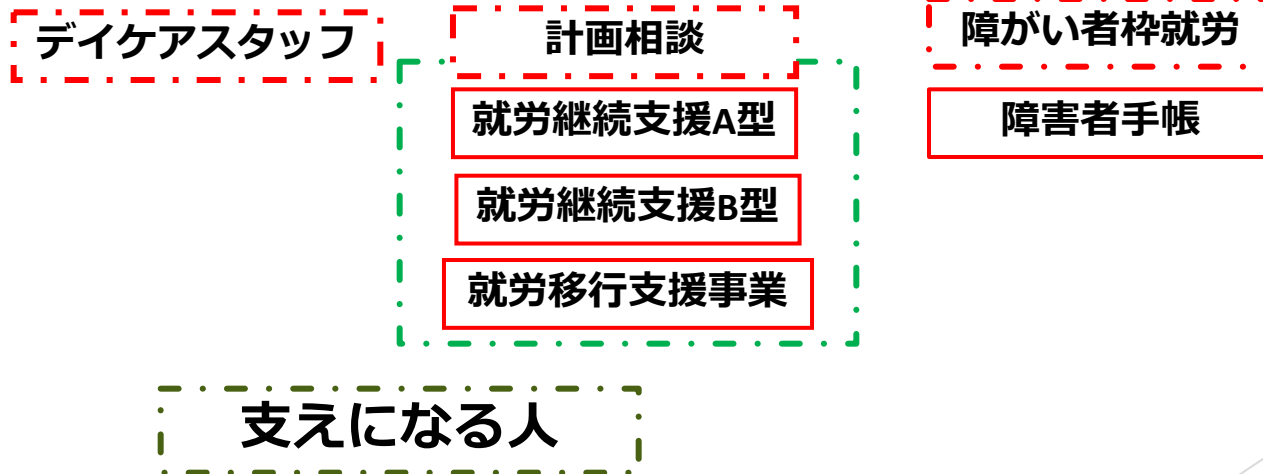
事例③

親なき後の生活を考えた D さん

- ▶ Dさん48歳・男性・両親と3人暮らし

精神科デイケアに通所して3年半。人間関係につまづくことも減り、生活リズムも安定し、体力もついてきたIさんは、そろそろ次のステップを目指そうと思うようになってきました。

しかし、この後どのように動いたら、何をしたら良いのかわからないようです。



社会資源を利用するタイミング・・・

- ▶ 本人に何かしらの“思い”や“ものたりなさ”が出る時!?
- ➡️ すぐに飛びつきたくなるかもしれませんが...
- * 「何をどのように思っているのか」
- * 「こんなのがあるみたいだよ」

※精神科ソーシャルワーカーなどの活用

つぶやき

▶ 何よりも・・・

皆さん自身が「ごく当たり前の生活」を中心におき、

安心できる場所や人とつながり、

ご家族や自分の思いを抱え込み過ぎないこと。

本人自身や専門家などに“任せる”こと。

皆さんの「ごく当たり前の生活」が、

ご家族の今後を支える柱となるように思います。

もうひとつぶやき

- ▶ 皆さんの思いがいっぱいになる前に・・・

家族教室をご活用ください

スタッフ一同お待ちしております

ご清聴ありがとうございました

▶ 次回の家族教室は

日時：平成30年2月4日(日)

* 16時～ ご家族同士のお話し合い

* 17時～ セミナー「家族としての心持ち」

ハートクリニック小田原 小野瀬 博 先生